【別添１】

公募要項表紙「応募時の注意点」についてのご説明

本助成事業に係る注意事項は以下のとおりです。必ずご確認の上、ご理解いただいた上での申請をお願いいたします。

１　日台産業協力架け橋プロジェクト事業は、日本台湾交流協会が、経済産業省の補助を受け実施するものです。

当事業は、経済産業省の掌握分野のみが対象となります。食品、農水産物、観光、軍事分野は対象となりません。分野で疑義が生じた場合は、担当部署にお問い合わせください。

２　本事業の助成金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合は、当協会として、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。上記の調査の結果、不正行為が認められたとき、また、法令に違反していることが明らかな場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み助成金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

３　「助成金交付決定通知書」の受領後でないと、助成対象となる経費支出等はできません。

審査の結果、採択が決定されると、当協会から応募団体に対し、「採択通知書」が送付され、その後、助成金の交付（支払い）対象としての事業の実施に係る「助成金交付申請書」を提出いただき、これを認める「助成金交付決定通知書」を交付いたします。助成金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「助成金交付決定通知書」受領後から可能となります。「採択通知書」が届いても、「助成金交付決定通知書」受領前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となってしまうことにご注意ください。

また、支出行為は、原則銀行振込のみを対象とします（現金取引、小切手・手形による支払いは不可）。

４　助成事業の内容を変更する際は事前の承認が必要です。

助成事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施するものですが、助成事業を実施する中で、事業の内容または経費の配分変更を希望する場合には、助成事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）、所定の「変更承認申請書」を提出し、当協会からその承認を受けなければなりません（内容によっては、変更が認められない場合もあります）。

５　助成金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、助成金は受け取れません。

採択団体は助成事業の終了後は、助成事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を、定められた期日までに当協会に提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が当協会で確認できなかった場合には、助成金交付決定を受けていても、助成金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

６　実際に受け取る助成金額は「助成金交付決定通知書」に記載した助成金額より少なくなる場合があります。

支払額は、助成対象経費のうち交付決定の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計額となります。このため、全ての支出にはその支出を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

また、実績報告書等の確認時に、支出内容に助成対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて助成対象経費を算出するよう求めますのでご注意ください。

７　助成金の支払いは、実績報告書等の提出後に日本台湾交流協会が実施する確定検査後の精算払いとなりますため、応募団体が事業経費を一時立て替え払いする必要があります。

助成金の支払いは事業終了後の精算払いとなります。事業終了後に提出いただく実績報告書等に基づき、当協会が現地調査による確定検査を行い、支払額を確定します。

８　助成事業関係書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

採択団体は、助成事業に関係する帳簿及び証拠書類を助成事業の完了の日の属する年度の終了後５年間（２０３３年３月３１日まで）、当協会や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、助成金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

９　国が助成する他の事業と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国（ＪＥＴＲＯ等の独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象事業となりません。